

入学・就職・転勤等による引越しで、住所を異動される方は、  
窓口での「**正確な住所の届出**」が必要です！

- 住民票の住所の異動届（転出届・転入届・転居届など）は、  
国民健康保険及び国民年金の資格の確認や、  
選挙人名簿への登録などにつながる大切な手続きです。
- 本人確認書類となる「マイナンバーカード」の「住所」等は、  
最新のものにする必要があります。



(おもて面)

○なお、令和5年2月6日から、「**転出届**」については、  
マイナンバーカードを使用して、マイナポータル等を  
通じて、提出できるようになりました。

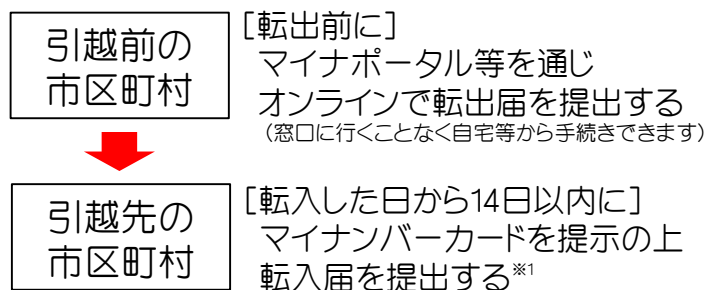
(正当な理由がなく住民票の異動の届出をしない場合、  
5万円以下の過料に処されることがあります。)



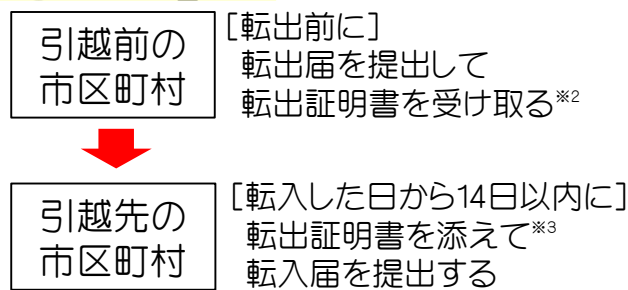
## ◆住民票の異動届(転出届、転入届、転居届等)の手続方法

### ◎他の市区町村に転出・転入する場合

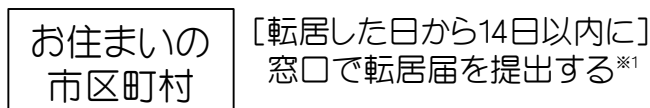
#### <オンラインでの届出>



#### <窓口での届出>



### ◎同一の市区町村内で転居する場合



- ※1 マイナポータル等を通じて、転入(転居)届の提出のために来庁予定の連絡ができます。
- ※2 マイナンバーカードをお持ちの方は、転出証明書の受取りはありません。
- ※3 マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナンバーカードを提示してください。

詳しくは、お住まいの市区町村の窓口へお問い合わせください。